

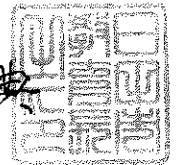
日田市教委規則第 7 号

日田市立淡窓図書館の組織及び管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 5 月 3 0 日

日田市教育委員会 教育長

江嶋 久典



日田市立淡窓図書館の組織及び管理に関する規則の一部を改正する規則

日田市立淡窓図書館の組織及び管理に関する規則（平成元年規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
（入館制限） 第 7 条 館長は、<u>次の各号に掲げる行為をする者</u>に対しては、入館を禁止し、又は退館させることができる。 (1) <u>面会を強要し、又は長時間にわたる対応を要求すること。</u> (2) <u>正当な理由なく銃刀剣類、爆発物その他危険物を持ち込むこと。</u> (3) <u>館内の物件を損傷し、又は美観を損なう行為をすること。</u> (4) <u>写真の撮影、録音、録画、放送、インターネットを利用した配信その他これらに類する行為を館長の許可なく行うこ</u>	（入館制限） 第 7 条 館長は、<u>酩酊者その他館内の秩序を乱す行為のある者又は管理上支障があると認められる者</u>に対しては、入館を禁止し、又は退館させることができる。

と。

- (5) 泥酔し、又はめいていた状態で館内に立ち入り、職員の職務の遂行を妨げ、又は他の来館者の迷惑となるような行為をすること。
- (6) 職員又は他の来館者に対して、大声を出して威圧する等の乱暴な言動をし、又は恐怖の念を抱かせるような言動をすること。
- (7) 職員又は他の来館者に対して、差別的又は性的な言動をする等、嫌悪の情を催させ、又は人権侵害に当たる行為をすること。
- (8) 正当な理由なく、立ち入りを禁止した区域に立ち入り、又は開館時間外に館内にとどまること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、館内における秩序の維持、適正な管理又は災害の防止に支障のある行為をすること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。